

## 熊取町特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するため、本町住民に対し予算の範囲内において特殊詐欺対策機器を貸与する、熊取町特殊詐欺対策機器貸与事業の実施について、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等交付させる等の詐欺をいう。
- (2) 特殊詐欺対策機器とは、特殊詐欺を防止するための固定電話機またはそれに取り付ける機器であって、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
  - ア 受話器が応答した時から自動で通話の録音を開始し、通信が遮断された時点で停止する機能
  - イ 録音した通話のデータ量が保存可能な容量を上回る時は、最も古い過去のデータから自動で消去し、上書き保存する機能
  - ウ 録音したデータを再生又は消去する機能

### (貸与対象者)

第3条 機器の貸与の対象となる者は、本町内に居住し、かつ65歳以上の者とする。ただし、町長が特に理由があると認める場合は、65歳未満の者を貸与対象者とすることができる。

### (貸与の申込み)

第4条 機器の貸与を受けようとする者は、熊取町特殊詐欺対策機器貸与申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

### (貸与の決定等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸与の可否を決定し、熊取町特殊詐欺対策機器貸与(不貸与)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (貸与の内容及び条件)

第6条 機器の貸与台数は、1世帯につき1台とし、貸与に係る経費は無料とする。

2 機器の貸与の期限は、前条の通知があった日から起算して6年間とする。

3 機器の貸与条件は、次に掲げるとおりとする

- (1) 対象者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で使用しないこと。
- (2) 貸与機器の設置は、対象者が行うこと。
- (3) 貸与機器を接続することにより発生する電気料金その他の費用については、被貸与者

が負担すること。

- (4) 貸与機器の故障については、被貸与者の負担により修理すること。ただし、町が貸与機器を購入してから1年以内における故障については、(被貸与者の故意もしくは過失による故障を除く)この限りではない。
- (5) 貸与機器をこの事業の目的に反して、譲渡、売却、若しくは担保に供してはならない。

(変更事項の届出)

第7条 被貸与者は、申請時の内容に変更が生じたときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、機器の設置状況等について、必要な調査をすることができる。

(機器の無償譲渡)

第9条 町長は第6条第2項に規定する貸与期限満了後、継続して機器の使用を希望する被貸与者に対して、当該機器を無償譲渡することができる。

(機器の返還等)

第10条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに機器を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により貸与を受けたとき。
  - (2) 第6条第3項第1号又は第5号の規定に反したとき。
  - (3) 貸与機器が不要になったとき。
  - (4) 熊取町暴力団排除条例(平成24年熊取町条例第26号)に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、町長が貸与することが適当でないとしたとき。
- 2 前項の規定により貸与機器を返還するときは、被貸与者の責任において録音した通話データ等を消去しなければならない。

(免責)

第11条 貸与機器を設置したにもかかわらず、特殊詐欺の被害にあった場合又は貸与機器によって発生した事故等については、町はその賠償責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。